

家庭ごみの分別・ステーションへの出し方

ごみステーションへのごみ出しは
各収集当日に、**午前8時30分まで**に出してください。

津奈木町

指定袋の種類	分類	具体例	出し方の注意点	氏名記入
燃えるごみ用 (大・小)	燃えるごみ	○再生しない紙類 (ティッシュなどの紙くず、生理用品、紙おむつ、油紙、カーボン紙、感熱紙類、アイロンプリント紙など) ○リサイクルできない衣類、布類 (下着・靴下、タオル、カーテンなど) ○リサイクルできないプラスチック類 (カセットテープ、ビデオテープ、CD、ポリパッケージなど) ○皮革・ゴム製品 (靴、かばん、バッグなど※金属類は取り除く) ○貝殻、牛や豚などの大きい骨 ○剪定枝	○ ごみに金属類が付属している場合は取り外し「 その他の金属 」で出してください。 ○ プラスチックレイ、ケースなどで汚れの付着したものは「 燃えるごみ 」で出してください。 ○ 草や剪定枝は袋に入るように30cm以内に裁断してください。 ○ クッション、プランターなどで 指定ごみ袋に入らないものは、「粗大ごみ」として 直接ごみ処理場へ持ち込んでください。 ○ カーテンなどは30cm以内に切って出してください。	
生分解性袋 (生ごみ用)	生ごみ	家庭から出る生ごみ (残飯や野菜・果物の切りくず、カニ・エビの殻、栗の皮など)  水切りをお願いします	○ しっかりと 水切り して出してください。 ○ ラップやビニールなど生ごみ以外の物が混入しないようご注意ください。 【出せないもの】 ※以下のものは「 燃えるごみ 」に出してください。 ○ バラン、わさびの入った袋、野菜を束ねたテープ、花類、ティーバッグの袋、貝殻、カキ殻、牛・豚等の大きい骨、たけのこの皮など 注)生ごみ専用のごみ袋は生分解性ですので水気のない暗所で保管し、できるだけ早めに使用してください。	
缶・金属用	スチール缶 アルミ缶 その他の金属	マークの付いたジュース缶、ビール缶、缶詰の缶など なべ類・鉄くず、スプレー缶・ミルク缶、缶詰の金属製のふたなど	○ 必ず水洗いしてスチール缶とアルミ缶に分別してください。 ○ 汚れの取れない缶詰の缶、錆びた缶類は「 その他の金属 」で出してください。 ○ ボトル缶の 金属製ふた は「 その他の金属 」で出してください。 ○ スプレー缶は穴を空けず、必ず中身を使い切ってから出してください。	指定袋に記入
びん・ガラス類用	茶色ガラスびん 透明ガラスびん その他の色ガラスびん 陶器・ガラス類	茶色のびん類 無色透明のびん類 茶色・透明以外の色ガラスびん 陶器類・ガラス食器類・鏡、板ガラス、割れたガラス類	○ 飲料用のびんの他、ジャム等食品の入ったびん、醤油等の調味料の入ったびんも含まれます。 ○ ふたを取りはずし、必ず 水洗い して出してください。 ○ はずした 金属製のふた は「 その他の金属 」で出してください。 ○ プラスチック製のふた は「 その他プラスチック 」で出してください。(燃えるごみ可) ○ 汚れの落ちないびんなどは埋立処分しますので「 陶器・ガラス類 」で出してください。 ○ 化粧品などのびんは「 陶器・ガラス類 」で出してください。 ○ 陶器類とガラス類は一緒に出してください。 ○ 割れたガラスなどは危険ですので、新聞紙等に包んで出してください。	
紙パック・ペットボトル・その他プラスチック類用	ペットボトル その他プラスチック プラスチック製容器包装 飲料用パック	マークの付いた飲料用・清涼飲料用・酒類のペットボトル マークの付いた食品等を包むプラスチック製のパッケージ等 お菓子のプラ製包装類、ヨーグルト等のプラ容器類、シャンプー等のボトル類、詰め替え用の包装類、豆腐のプラ容器類、卵のプラ製容器、食品トレイ、インスタント食品等の包装類、ペットボトル等のプラ製ラベルやふた、レジ袋、家電製品などの緩衝材(発泡スチロールなど) マークの付いた牛乳やジュースの紙パック マークの付いた物は対象外です。「 燃えるごみ 」で出してください。	○ ラベル、ふた(プラスチック製)を外して水洗いし、軽くつぶして 出してください。 ○ ペットボトルから外した ラベル・ふた は「 その他プラスチック 」で出してください。(燃えるごみ可) ○ 汚れはきれいに洗って出してください。 汚れが取れないものは「燃えるごみ」へ出してください。 ○ 容器包装品等をレジ袋等に入れたまま、出さないでください、必ず分けて出してください。 ○ 市販の食品保存用の フリーザーバッグは、容器包装用品ではありませんので「燃えるごみ」 で出してください。 ○ プラスチック製のバケツ、市販のタッパーなどは「 燃えるごみ 」で出してください。 ○ プラマークのない発泡スチロールなどは、「燃えるごみ」で出してください。 ○ 紙パックは開いて、洗って、乾かしてから出してください。 ○ 注ぎ口がプラキャップ式の場合は、注ぎ口は切り取り「 燃えるごみ 」、キャップは「 その他プラスチック 」で出してください。 ○ 汚れが取れないものなどは燃えるごみへ出してください。 ○ 内側がアルミ箔のもの(酒パックや長期保存パック等)は「 燃えるごみ 」で出して下さい。	
なし (レジ袋など)	電池類 蛍光灯類 ライター類 カミソリ類 小型家電	電池類 蛍光管・電球類 ライター、チャッカマンなど 安全カミソリ類など 携帯電話端末、スマートフォン、家庭用ゲーム機、ポータブルゲーム機、電話機、キーホルダーゲーム機、ゲームコントローラー、ポータブル音楽プレーヤー、ゲームソフト(CD-ROM等を除く)、モデム、各種ケーブル、カーナビ、アダプター、カーオーディオ、充電器、ポータブル液晶テレビ、電源タップ、デジタルカメラ、コネクタ、ビデオカメラ(ハンディ) 機器に付随のコード類、電子辞書、リモコン、パソコン(ブラウン管ディスプレイは除く)等	○ ボタン電池、乾電池、充電電池、カメラなどの小型バッテリーは一緒に出してください。 ○ 割らずに出してください。割れた場合は危険ですので袋などに入れて出してください。 ○ 長い蛍光灯は数本を紐でくっつけてから出してください。 ○ 水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計は袋などに入れて出してください。 ○ ライター類のガスは完全に使い切ってから出してください。 ○ 安全カミソリ類などは危険ですので、新聞紙等に包んで出してください。 ○ 記録されている 個人情報 は、 自己責任により完全に消去してから出してください。 ○ 付属の バッテリー類は、危険防止のため必ず取り外してください。 ○ パソコン、プリンター等で袋に入らないものは、直接持込みとなります。	レジ袋などに記入
なし (ひもでくる)	新聞紙・チラシ 雑誌 ダンボール	新聞紙・チラシ類 雑誌・本・コピー紙・ハガキ・ポスターなどの雑紙類 ダンボールのみ	○ 20cm程度の厚さにして十文字にひもで縛って出してください。 ○ ダンボールは折たたんで縛ってください。 ○ 事業所から出るごみは、事業者が直接ごみ処理場へ搬入してください。(有料) ○ 油紙、カーボン紙、厚紙、アイロンプリント紙、感熱性発泡紙、感熱紙、汚れているものなどは「 燃えるごみ 」に出してください。 ○ 雨の日、雨が降りそうな日は出さないで、次回の晴れの日に出してください。	直接記入
なし	衣類	古着・セーター類	○ 適量を黒色以外の中身が見えるビニール袋に入れて出してください。 ○ 雨の日、雨が降りそうな日は出さないで、次回の晴れの日に出してください。	不要

持込可能なもの (ごみ処理場へ)	ごみの種類		出し方(目安)		▼電気機器製品(掃除機、電子レンジ、スピーカーなど)▼冷暖房器具(ストーブ、ファンヒーター(油や電池は抜いておくこと)、扇風機など)▼刃物がついているもの(カミソリ、カッター、包丁、草刈機の刃など)▼家具全般(衣装箱、タンス、テレビ台、テーブル、いす、ブラインド、アコーディオンカーテン、網戸、鏡台)、▼その他(ガスコンロ、スーツケース、ベビーカー、おもちゃ) など	※料金はなるべく、おつりのいらぬようお願いします。			○津奈木町ごみ処理場受付 粗大ごみ・資源ごみ持込の受け入れ ■毎週月～金曜日 (水曜日・祝祭日を除く) ■午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く) ○粗大ごみ特別受付 粗大ごみ持込の休日受け入れ ■4月・8月・12月の第1日曜日 ■午前9時～正午
	可燃粗大み	不燃粗大み	区分	可燃粗大及び事業系一般廃棄物		不燃粗大ごみ	指定粗大ごみ(自転車等)	基本額	
木材・竹	直径5cm、長さ30cm以内	不燃粗大み	基本額	300円 ※30kg以内	500円 ※50kg以内	700円	基本額	30kgを超える場合は10kgまでごとに100円加算	
その他の板切れ	縦20cm、横30cm、厚さ5cm以内	不燃粗大み	加算額				加算額	50kgを超える場合は10kgまでごとに100円加算	
カーペット	丸めた状態で長さ2m以内	不燃粗大み							
ウレタンマット	縦横150cm以内	不燃粗大み							
マットレス	スプリングのあるものは不燃粗大	不燃粗大み							
布団・座布団・毛布	ひもでくる	不燃粗大み							

各処理業者などに処理を依頼される場合は、別途廃棄料金が必要となります。事前に電話等でご確認ください。

品目	処理方法	品目	処理方法	品目	処理方法
家電リサイクル4品目 ①テレビ ②冷凍・冷蔵庫 ③エアコン ④洗濯機・乾燥機	以下のいずれかの方法で処理してください。 ○ 購入店へ引き取ってもらう ※ リサイクル券の購入の必要、自宅への引取依頼については購入店にご相談ください。 ○ 郵便局でリサイクル券を購入し、家電リサイクル指定引取場所に直接持ち込む ※ 管内の指定引取場所 白井商会(水俣市月浦36-1) TEL 63-9082	消火器	管内の取り扱業者 ○ 立尾電設(株)(水俣市初野75-1) TEL 63-4336 ○ 郡山防災(有)(水俣市陣内1-12-7) TEL 63-6170	プロパンガスボンベ、車等のバッテリー・タイヤ、焼却灰、瓦、コンクリート・ブロック、モーター類、電気温水器・太陽熱温水器等の大型機器、農業・劇薬、ペンキ等の液体、大きな材木(直径5cm以上)、アルミサッシ等の大型建具、石灯籠等、フロンを含む除湿機、金庫、スレート・石膏ボード等の建築資材、チェーンソー等の作業機械類、動物の死骸、ピアノなど	一般廃棄物処理業許可業者又は専門業者へ処理を依頼してください。
パソコンCRT(ブラウン管)モニター パソコンプリンター等小型家電類 たたみ	○ アクトピーリサイクル(株)(水俣市塩浜町278-6) TEL 62-3300 ※ 処理料が発生するものもあります。 ○ 各たたみ店へお尋ねください。	バイク 電動付自転車 車のホイール	○ 購入した事業所、販売店、指定業者へご相談ください。 バイク:管内のバイクリサイクル指定業者 白井商会(水俣市月浦36-1) TEL 63-9082		
エンジンオイル等	○ 各ガソリンスタンド、自動車整備事業所へお尋ねください。	自動車	○ 自動車販売店へお尋ねください。		
産業廃棄物	○あらゆる事業活動に伴うもの ①燃え殻②汚泥③廃油④紙くず⑤繊維くず⑥酸⑦廃アルカリ⑧廃プラスチック類⑨ゴムくず⑩金属くず⑪ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず⑫鉛⑬鉛⑭がれき類⑮はじん ※ 農業で使用されるマルチなどの被覆資材やビニールハウスの廃材、漁業で使用される漁網や発泡スチロール製魚箱なども産業廃棄物の廃プラスチックに該当します。 ○特定の事業活動に伴うもの ①紙くず(建設業、印刷物加工業等)②木くず(建設業、木製品製造業等)③繊維くず(建設業、繊維製品製造業等)④動物性残渣(食品製造業等)⑤動物系固形不要物(と畜場)⑥動物のふん尿(畜産農業)⑦動物の死体(畜産農業) ○以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物等) 上記のほか、爆発性、毒性、感染性のある廃棄物である特別管理産業廃棄物があります。 ※ 詳細については「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第2条から第4条までを確認ください。	医療系廃棄物 (注射器・針等)	○ 必ず処方された医療機関・薬局へ返却してください ※ 一般ごみに出さないでください		
事業系一般廃棄物	「事業系一般廃棄物」は、法令に基づき自ら処理するか、町の一般廃棄物処理業許可業者へ依頼するなど法令に基づいて処理してください。 ※ イベントなどで発生するゴミも事業系廃棄物となります。法令に基づき一般廃棄物と産業廃棄物に分けて適正に処理する必要があります。 ※ 資源物などで、ごみ処理場へ持込可能なものもありますので、ごみ処理場等お問合せの上、排出者が直接ごみ処理場へ搬入してください。この場合別途料金がかかります。事前に現場でチケットを購入いただき、このチケットによる支払いとなります。 ※ 可燃ごみは、町の分別区分により分別し、水俣市北広域行政事務組合クリーンセンターへ持込が出来ます。(別途料金がかかります) ※ 事業系廃棄物は地区のごみステーションには出せません。法令違反となる場合があります。				

町が収集しないもの